

こだいら食べきり協力店登録制度の実施について

小平市では、令和5年3月に「小平市食品ロス削減推進計画」を策定し、市民、事業者、市が相互に連携・協力し、食品ロス削減の取組を進めることとしております。

このたび、食品ロスの削減に取り組む事業者を「こだいら食べきり協力店」（以下「協力店」という。）として登録し、その取組を広く周知することにより、消費者及び事業者の食品ロスの削減に向けた意識の啓発を図り廃棄物の減量を推進するため、「こだいら食べきり協力店登録制度」を実施いたしました。

記

1 制度の内容

(1) 以下の内容を実施する事業者を協力店の対象とし、申請のある事業者を登録します。

- ①小盛り、ハーフサイズメニュー等、量の選択肢を設けた食品の提供
 - ②食べ残した料理の持ち帰り希望者への対応
 - ③食べ残しを減らすための呼びかけ、食品ロス削減に関するポスター掲示等の啓発活動の実施
 - ④食べ残し及び売れ残りを減らすための特典の設定
 - ⑤調理時に過剰除去を行わない等の食材を使い切る工夫
 - ⑥その他、食品ロスの削減のための取組
- ※上記に掲げる取組のいずれかを実施していること。

(2) 市は、協力店に啓発ステッカー、ポスター等を交付するとともに、協力店の取組内容等について、市ホームページその他の方法により市民への周知を図るものとします。

2 施行期日

令和5年10月1日

3 市民及び対象者への周知

市報10月1日号及び市ホームページで周知を図るとともに、小平商工会や小平食品衛生協会、小平料飲食同業組合等と協力して周知及び申込みの案内を行います。